

社会福祉法人万葉荘園 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (ア) 障害者支援施設の経営
(万葉荘園あおば寮)
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (ア) 障害福祉サービス事業の経営
(万葉荘園あおば寮
万葉荘園みどり園
万葉荘園ヤマト
グループホームまんよう
グループホームほほえみ
グループホームにこにこ)
 - (イ) 指定特定相談支援事業の経営

(名 称)

第2条 この社会福祉法人は、社会福祉法人 万葉荘園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は、社会生活上の支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所は、奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目15番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員会)

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最後のものに関する定時評議員会の終結までとし再任を妨げない。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営に

- ついでにの細則は、理事会において定める。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し賛成することを要する。
 - 7 評議員選任・解任委員会には議長を置き、委員会開催時には議長を定め議事録に署名、押印をする。
 - 8 評議員選任・解任委員に対し評議員会において別に定める総額の範囲内で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとして、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の評議員1人あたりの各年度の総額が3万円を超えない範囲で評議員会において別に定める役員等報酬規程に従って算定した額を、報酬として支給する。

第3章 評議委員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。この場合、評議員会開催の日の5日前までに、各評議員に招集通知する。
- 2 評議員全員の同意があれば、招集の手続きを省略して、評議員会を開催することができる。
 - 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の日の4週間前までに評議員の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することが出来る。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2 前項規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 監事の解任
- ② 定款の変更
- ③ その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議をおこなわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第14条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上7名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は、監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第23条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 役員等の損害賠償責任の一部免除

(損害賠償責任の一部免除)

- 第24条 この法人は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）第114条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。
- 2 この法人は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき限定される損害賠償責任額は5万円以上10万円以下の範囲内であらかじめ定めた額と同法第113条第1項第2号で定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする。

第6章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第25条 この法人に運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第26条 運営委員会の委員は、10名から15名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第27条 運営委員会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 利用者又は利用者保護者会の代表
- (2) その他理事長が適当と認めた者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第28条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聞かなければならない。

(意見の聴取)

第29条 理事長は必要に応じて、運営協議会から意見を聞かなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。ただし日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、次の事項に関する決議は、理事総数の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 基本財産の処分
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 公益事業に関する重要事項の承認

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁時記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会があったものとみなすものとする。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 ¥1,000,000

(2) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の125所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平屋建 指定生活介護施設(通所) 万葉荘園 みどり園
園舎 1棟 567㎡

(3) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の125所在の鉄筋コンクリート造スレート葺2階建 指定障害者支援施設(施設入所支援・生活介護)
万葉荘園 あおば寮
園舎 1棟 1,532㎡

(4) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の125所在の木造スレート葺平屋建 指定障害者支援施設(施設入所支援・生活介護)
万葉荘園 あおば寮ユニット
園舎 1棟 182.70㎡

(5) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の125所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 万葉荘園地域交流ホーム
ホーム 1棟 398.22㎡

(6) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の124所在の木造スレート葺2階建 指定知的障害者共同生活援助・共同生活介護事業
グループホーム まんよう
住宅 1棟 117㎡

(7) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の124所在の木造スレート葺2階建 指定知的障害者共同生活援助・共同生活介護事業
グループホーム ほほえみ
住宅 1棟 166.56㎡

(8) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の123所在の木造スレート葺2階建 指定知的障害者共同生活援助・共同生活介護事業
グループホーム にこにこ
住宅 1棟 190.80㎡

(9) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の125所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
万葉荘園洗濯室
洗濯室 1棟 25.59㎡

(10) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の125
地目宅地 7,872.14㎡

(11) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の124
地目宅地 1,043.09㎡

(12) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の123
地目雑種地 1,815㎡

- (13) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の1
地目 山林 4, 336㎡
- (14) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の56
地目 公衆用道路 51㎡
- (15) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の57
地目 公衆用道路 22㎡
- (16) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3365番地の356
地目 公衆用道路 4.2㎡
- (17) 奈良県生駒郡三郷町城山台2丁目3712番地の17
地目 山林 2, 773㎡

- 3 その他財産は、基本財産及び、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的とする事業用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、奈良県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、奈良県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資にかかる担保に限る。)

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定

時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類。
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分2以上の同意を得なければならない。

第9章 公益を目的とする事業

(種別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

(1) 日中一時支援事業(万葉荘園みどり園)

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第45条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第10章 解散

(解散)

第46条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第 1 1 章 定款の変更

(定款の変更)

- 第 4 8 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、奈良県知事の認可（社会福祉法第 4 5 条の 3 6 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を奈良県知事に届け出なければならない。

第 1 2 章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第 4 9 条 この法人の公告は、社会福祉法人万葉荘園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第 5 0 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(附 則)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	吉村	嘉治
理 事	真川	代次
	〃	白山 義春
	〃	高見 敏雄
	〃	竹村 栄二
	〃	田中 義一
	〃	谷口 勝美
	〃	服部 恵童
	〃	長谷山 八郎
	〃	水口 純一
	〃	吉村 初子
監 事	大島	貞夫
	〃	下村 竜雄

平成 1 4 年 2 月 2 1 日付けの定款変更の認可申請に伴い設置した評議員会は、第 1 6 条の規定にかかわらず、評議員設置当初の評議員の任期に限り、平成 1 6 年 2 月 6 日までとする。

2 平成 2 7 年 4 月 1 日、同年 5 月 1 日を任期の初日とする理事、評議員については、定款第 7 条第 1 項及び第 1 9 条第 1 項の規定にかかわらずその任期を平成 2 8 年 2 月 6 日までとする。

3 第 6 条の評議員選任・解任委員会の設置については、定款認可後に行う。

附則

この定款は、平成 2 9 年 4 月 1 日より施行する。